

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成18年2月2日(2006.2.2)

【公開番号】特開2000-181051(P2000-181051A)

【公開日】平成12年6月30日(2000.6.30)

【出願番号】特願平10-375815

【国際特許分類】

<b>G 0 3 F</b>	<b>7/00</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>B 4 1 N</b>	<b>1/06</b>	<b>(2006.01)</b>

【F I】

<b>G 0 3 F</b>	<b>7/00</b>	<b>5 0 2</b>
<b>B 4 1 N</b>	<b>1/06</b>	

【手続補正書】

【提出日】平成17年12月9日(2005.12.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

(vi) その他

(イ)また、ボカシマスクとは別に情報を記録したポジ(又はネガ)画像担体を準備し、ボカシマスクを通しての活性光線照射後又は前に該画像担体を通しての活性光線照射を行っても良い。

特に、シェルフ層を必要としない製版においては、該情報記録画像担体のみの使用でも本発明の目的を達成できる。

(ロ)同じ情報を記録した該画像担体を用いる場合には、一般的には、液状感光性樹脂の方が、情報記録層3における解像性に優れ、より可読性に優れたものが得やすい利点がある。

さらに、版の構成としては当該印刷版情報が感光性樹脂版の支持体上に薄い光硬化層として直かに配置される方が、より当該製版情報などの情報の解像性及び可読性に優れ本発明の効果をより優れたものとすることができます。

(ハ)本発明でいう情報とは、意味のない単なる模様や絵柄ではなく、文字や図形やバーコード等の情報としての意味を持つものを指す。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

まず、印刷画像を有するネガフィルムを樹脂版製版装置の下ガラス上に膜面を上にして置き、薄い半透明フィルム〔商品名: C F - 8 7、旭化成工業(株)製〕でその上を覆った。

その上から感光性樹脂〔商品名: A P R / X F - 7 2 9、旭化成工業(株)製〕を約7mmの厚みでコーティングし、同時に表面に接着剤2が塗布された支持体フィルム1(商品名: B F - 4 4 8、旭化成工業(株)製)をラミネートした。

次いで、その支持体フィルム1上に、印刷画像ネガフィルムの図柄に合わせて予め準備しておいたボカシマスクフィルム4を膜面を支持体1側に配置し、製版装置の上蓋を閉じ

た。

ボカシマスク4を通しての上側の紫外線ランプによる露光を120秒行い、引き続いで印刷画像フィルムを通して下側の紫外線ランプで130秒間露光を行った。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

印刷版A及び印刷版Bをそれぞれキャリアーシート上に貼り込み、それぞれのキャリアーシートの空白部及びそれぞれの版の非画像部分に自社名・製版年月日・樹脂タイプ名を油性インキよりなるフェルトペンで書き入れた。

これらの印刷版A、Bはいずれも実施例と同じ段ボール印刷機で印刷・版洗浄・保存を長期間繰り返したが、印刷品質はもちろん印刷版としての耐久性は実用上問題なかった。

しかし、キャリアーシート及び印刷版Bに書き入れた内容は一部読みとることができなかった。また、印刷版Aの薄い樹脂層表面3'に書き込んだ内容は読みとることはできたが、文字が滲んでいたりインキなどで汚れていたため文字情報の可読性は不十分であった。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】符号の説明

【補正方法】変更

【補正の内容】

【符号の説明】

1 支持体層

2 接着層

3' 情報層

4 ボカシマスクによるシェルフ層

5 印刷レリーフ層

6 非イメージ部（又はイメージ部）

7 イメージ部（又は非イメージ部）